

別 紙

議 事 の 経 過

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

みなさん、おはようございます。

開会前に、六月の定例会におきまして教育委員に再任されました田澤文雄氏が、六月十六日開催の町教育委員会において、教育委員長に選任されましたので、田澤文雄教育委員長に登壇のうえご挨拶をお願い致します。

〔 教 育 委 員 長 田 澤 文 雄 君 登 壇 〕

○ 教 育 委 員 長 （ 田 澤 文 雄 君 ）

おはようございます。

私は六月十六日の藤崎町教育委員会の会議におきまして、教育委員長に選任されました田澤文雄です。微力ではありますが藤崎町教育の充実発展のために努力する所存でございます。皆様方のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

第 一 日 平 成 二 十 五 年 八 月 二 日

開 会 午 前 十 時

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十五年第二回藤崎町議会臨時会

を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

一番 奈良 完治 君

二番 前田 信一 君

三番 清水 孝夫 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

奈良岡文英議会運営委員長。

[議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇]

○ 議会運営委員長（奈良岡文英君）

おはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る七月二十四日、午前十時から役場小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、平成二十五年第二次藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○ 議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりに決定いたしました。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

次に、去る七月二十九日に大政会から鶴賀谷貴議員が脱会する旨の会員変更届けが提出され、七月三十日に鶴賀谷貴議員から高志会の会派届けがありましたことを報告いたします。

次に、去る七月三十日に鶴賀谷貴委員から議会運営委員会委員の辞任願いが提出されたために、委員会条例第十三条第二項の規定により、同日付で本職において許可しましたことを報告いたします。

なお、議会運営委員会委員の辞任に伴う後任の委員の選任については、委員会条例第八条第四項の規定により去る七月三十一日に、藤林公正議員を本職において指名しましたことを報告いたします。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第四、議案第四十号から議案第四十三号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

みなさんおはようございます。

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、議案第四十号 藤崎町地区体育館条例を廃止する条例案 を議題とします。

これから質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十三番浅利です。

小畑体育館、西中野目地区体育館、教育財産としての所期の目的を終了したので条例を廃止すると。条例を廃止してその後は、予算があれば解体するということなんでしょうか。それとも、何か災害用の備蓄の施設として活用するんだとか、条例の廃止後の行政としての対応の基本をどういうふうにして考えているのか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

当初は、提案の理由説明にもありましたけれども二十三年の三月三十一日をもっていろいろな形でスポーツ、あるいは教育財産として地域のみなさん、あるいは子供

たちに使用を許可してまいりました。しかし、築相当数年が経っているということで、耐震、体力度調査をしてなおかつ慎重な補強工事をしたのちでなければ使えないという判断のもとに約二年前に使用を廃止してきました。今後とすれば、この条例をみなさんに後決議いただきながら、町にある企業から有効活用したいという申し出もあります。ですから、その会社とこれからいろんな意味で企業の経済の活性化あるいは地元雇用等を考えて使い方のいろいろな条件等も今後整備しながら、そういう形で有効活用して行けないかということでこのような条例案になったものであります。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、確認しますと条例を廃止するから一路解体に向かうんだと、予算が伴えば。ということではないんだと。基本的には有効活用する団体なり企業なり、そういう物を探して行くという事なんですか。もう探してあるんですか。その辺の実態はどうなっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

当初は近い将来的に補強工事もしながらという形で考えてありましたがけれども、設計会社にいろいろ慎重に見積したら、一体育館で約三千五百万から四千万円の補強工事が係ると言うことで、全く補助対応も出来ない町単費の対応でなければ出来ないという観点から、それは断腸の思いで断念しました。そうしているうちに町の企業からは是非ともあそこを有効利用して活用していただけないかと、そういう申し

出もありました。あるいは西中野目体育館の方は倉庫替わりに使いたいというような申し出もあったのも事実でございます。ただ、一旦、危険という見なして、子供たち地域の人に活用を停めたものですから今後はその企業と補強工事等も条件を加味した上でいろいろ精査して、あるいは協議して今後の活用に結びつけたいという思いであります。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑を諮る。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

西中野目の体育館については、私が見にいった限りではかなり使える、入り口部分は駄目だけれども、中そのものは常盤の農業者トレーニングセンターよりまだいような素人判断もありますけれども、いずれにしても倉庫替わりに使いたいと言うことになれば、そこには保育所、給食センターもあり車の出入りの問題もありますし、その利用権と、それを十分精査していきたいと。町長がみんな取り仕切っているようですけれども、どこの部局でこの問題を対応するのかということと、もう一点は町内の業者だと言っているんですが、どういう業種の業者の事なんでしょうか。建設業者ではないんですよ。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

会社名に関しては、元のオーダーソーイング、今オリテックテクノロジーでしたか、それは小畑小学校の跡地の体育館を使いたいと、もう一つはポリマ、今DMノバフォームがですね西中野目体育館の跡地を活用したいという申し出があっ

ございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑を諮る。

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

当初この施設を金をかけてもやりたいという意向はあったんですけれども、予算が伴わないと言うことで、今までになったんですけれども、これを廃止することによってですね今後二社と話をしている役場の負担、賃貸借を結ぶのか、それとも売却するのか、二つの方法があるんですけれどもそれに対しては臨機応変と申しますか、これ以上のお金の方は役場から出ないという認識でよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

勿論、一般会計から町の財政が出ないような形で交渉はしたいと思っております。賃貸契約になるもの、あるいは売却になるもの、これから両企業との協議になると思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なんかあの、町長が答弁しているんですけれども町の町有財産ですよ。どこの部署が役場の担当課では、総務課なんですか。担当部署はどこなのかということと、もう一点は賃貸売却という話が出たんですけれどもこれは売却以外考えら

れないと思うんですけれども今後のことを考えれば、つまり役場としては耐震状の問題が多少あるんですけれども、これは売却以外にないと思っているんですけれども、その辺はどういうスタンスで望むのかお聞きいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

総務課長。

○ 総務課長（五十嵐晋君）

私の方から少しお答えしたいと思います。

今現在の状況でございますが、教育財産ということで条例が制定されております。教育財産から普通財産に替える際には今行っております、廃止という事が必要になるわけでございます。条例の廃止が行われますと、こんどは普通財産ということで企画財政課の管財の方が担当になります。先ほど言われました賃貸になるのか、売却になるのかというお話でございますがそれは普通財産となってから今後企業の側と協議していく形になるのかと考えております。

○ 議長（野呂日出男君）

ほかに質疑を諮る。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第六、議案第四十一号 工事の請負契約の件 を議題といたします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第四十一号を採決いたします。

議案第四十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第四十一号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第七、議案第四十二号 工事の請負契約の件 を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第四十二号を採決いたします。

議案第四十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第四十二号は原案のとおり可決されました。

○議長(野呂日出男君)

日程第八、議案第四十三号 工事の請負契約の件 を議題とします。

これから質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番(浅利直志君)

議案の四十三号、第三工区ですね、防雪柵工事ですね、施設の長さは六百二十三メートルだと表示されていますが、一工区、二工区に比べてこの三工区の施工の箇所やあるいは長さといいますか、これが短いにもかかわらず予定価格が八千八百万円ですね、どうしてこの違いが出てきたのかと仰うことをですねお聞きいたします。

○議長(野呂日出男君)

建設課長。

○建設課長(対馬猛清君)

お答えします。

この、三工区につきましては防雪柵の場合、風の向きが九十度の場合いちばん効果を発揮する訳でございますが三工区につきましては、風の向きの角度が五十度位ということで、通常の防雪柵のタイプではなかなか効果が発揮出来ないということ

で、高性能タイプというような表現になりますが、そういうような製品自体、羽の枚数が通常ですと四枚なんですがここについては五枚の羽を使うということでメーター当たりの単価も外の工区が四万六千円ほどですがここにつきましてはメーター当たり七万五千円と言うことで、そういう意味でこの工区につきましては工事費が高くなっております。

以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

ほかに質疑を諮る。

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

メーター当たりの単価が違いますよと、一工区、二工区の防雪柵と比べても単価が四万円程のものが七万六千円ほどになるんだという説明だったんですけども、これは道路の形状が良くないから風に対する高性能を使わなければならなくなっただけですか。その辺の原因はどうなっているんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

建設課長。

○ 建設課長（対馬猛清君）

形状が良くないというより、道路自体の、まあ改良済みですので道路の構造的には問題はないんですが、その風向き、あくまでも風向きの関係で高性能タイプを使うという事でございます。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

私の道路の形状という言い方が適切でなかったかもしれませんが、早い話道路が

曲がって風向きを受け止められない箇所があるという、九十度や七、八十度の角度で風を受け止められない箇所があるんですか。全部がそうなんですか。

お聞きいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

建設課長。

○ 建設課長（対馬猛清君）

三工区につきましては、浪岡川を渡ってから、その部分でカーブになっておりますのでその関係で三工区の路線全てがそういう状況でございます。

○ 議長（野呂日出男君）

ほかに、質疑を諮る。

浅利直志君

○ 十三番（浅利直志君）

固定式の防雪柵、住民が特に福館地区の人や、あるいは誘致企業に通勤している人なんかは、長年要望してきた、望んできた事でもあるんですが、私が聞きたいのはその中で、工事の内容の中で基礎ブロックのH鋼の打ち込み百六十本というふうになっております。これは、簡単に言えばどういう工事を百六十本やるという事なんですか。入札の金額には直接関係ないかもしれませんがいずれにしても予定価格を決めるうえで大事な工事になりますので、このH鋼打ち込み百六十本というのは、どういうふうにして打ち込んで行って施工するということなんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

建設課長。

○ 建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

H鋼の打ち込みなんです、そこには基礎ブロックとありますが現場打ちの基礎なんです、これが百六十カ所になります。その基礎ブロックの中にH鋼を打ち込んでその上に基礎ブロックをのせるという形になりますが、このH鋼につきましては、七、八メートルのH鋼という鋼材ですが、これを打ち込んでこの防雪柵が風で倒れないように補強するというものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに、質疑を諮る。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第四十三号を採決いたします。

議案第四十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十五年第二回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

散会 午前十時二十八分

地方自治法第百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 奈良 完 治

署名議員 前 田 信 一

署名議員 清 水 孝 夫